## **TO DO CARD**

## 未使用の麻薬注射を破損した時は

破損した者 麻薬管理者に 報告する
1. 破損した当事者は、破損時早急に以下へ連絡する。
①所属部署の責任者(病棟医長、看護師長)
②麻薬管理者(薬剤部2669)に連絡する。
2. 破損した現場を保存する(現場は複数人で確認する)
□ 破損した状況の写真を撮る
2. 可能な限り薬液を回収する。
□ 薬液をシリンジで吸う
□ 薬液が浸み込んだ衣類や清拭に使用したガーゼ等も回収
□ 破損したアンプルを回収
□ 回収した薬液等は、薬剤部へ返却する
3. 麻薬破損申立書の提出
□ 麻薬破損申立書は当事者が直筆で記載(証人が必要)
□ 麻薬管理者へ提出

4. 麻薬事故届を保健所に提出

□ 麻薬管理者が麻薬事故届を保健所に提出